

令和2年4月30日

小松島市議会議長 殿

副市長解職調査特別委員会
委員長 出口憲二郎

副市長解職調査特別委員会 調査結果報告書

副市長解職調査特別委員会において、「競輪事業」及び「一般廃棄物最終処分場」の庁内協議における契約事務強要指示、また「副市長解職」「パワハラ行為」について調査を行った。調査結果について、以下の通り報告する。

記

パワハラの事案について提出された資料等を検証した結果、市長からパワハラの認識はなかったと回答があったが、パワハラと判断されかねないようないきすぎた発言や行為があったことを確認することができた。

競輪事業のプロポーザル結果の改ざん指示について、庁内協議内で改ざん指示したことが確認できたが、「刑法第61条第1項」(※1)の教唆行為に該当するまでの調査結果には至らなかった。

市長による一般廃棄物最終処分場の特定民間業者との随意契約指示の事案については、明確な合理的根拠がなく「地方自治法施行令第167条の2」(※2)には該当しない為、本指示が「小松島市の公務員倫理に関する条例第3条第3項」(※3)に抵触する行為があった。

副市長解職について、市長からは職務上意見の相違及び政策運営上の行き違いがあったことから「地方自治法第163条」(※4)により解職した。しかし、検証の結果、合理的かつ明確な解職理由は確認できなかった。

上記の報告をもって、市長による「小松島市の公務員倫理に関する条例第3条第3項」に抵触する行為があったことを本委員会として確認した。よって副市長解職調査特別委員会の調査を終結する。